

【令和9年3月31日までの利用日の利用料金】

文化会館利用料金

(単位 円)

区分			午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 4時30分まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで
文化会館ホ ール	ホール	平日	11,000	22,000	33,000	56,100
		土曜日	12,100	24,200	36,300	61,600
		日祝日	13,200	26,400	39,600	67,100
	楽屋等	楽屋1	330	660	990	1,760
		楽屋2	330	660	990	1,760
		楽屋3	550	880	1,210	2,310
		楽屋4	660	990	1,320	2,640
		楽屋事務室	330	660	990	1,760
		シャワー室1	1,100	1,100	1,100	2,970
		シャワー室2	1,100	1,100	1,100	2,970
	練習室	練習室1	1,650	1,980	2,310	5,280
		練習室2	550	880	1,210	2,310
		練習室3	550	880	1,210	2,310
	展示室等	展示室	2,200	2,530	2,860	6,820
		展示ギャラリー	550	880	1,210	2,310
あさひのホ ール	ホール	平日	3,300	6,600	9,900	16,830
		土曜日	3,630	7,260	10,890	18,480
		日祝日	3,960	7,920	11,880	20,130
	楽屋	楽屋1	330	660	990	1,760
		楽屋2	330	660	990	1,760
	研修室	研修室1	1,210	1,540	1,870	4,070
		研修室2	1,210	1,540	1,870	4,070
	展示ロビー		1,100	1,430	1,760	3,850

備考

- (1) 尾張旭市以外の住民が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず営利を目的とする場合の利用料金は、この表に定める利用料金の3倍に相当する額とする。
- (3) ホールのうち舞台のみを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の30パーセント相当額とする。
- (4) 前3号に規定する倍率は、利用する施設の合計利用料金に乗じるものとし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額は切り捨てるものとする。

【令和9年4月1日以降の利用日の利用料金】

文化会館利用料金

(単位 円)

区分			午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 4時30分まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで
文化会館ホ ール	ホール	平日	25,200	25,200	28,800	79,200
		土曜日、日曜日及 び祝日	30,240	30,240	34,560	95,040
	楽屋等	楽屋1	510	510	580	1,600
		楽屋2	510	510	580	1,600
		楽屋3	850	850	970	2,670
		楽屋4	1,130	1,130	1,290	3,550
		楽屋事務室	510	510	580	1,600
		シャワー室1	1,100	1,100	1,100	3,300
		シャワー室2	1,100	1,100	1,100	3,300
	練習室	練習室1	2,260	2,260	2,580	7,100
		練習室2	850	850	970	2,670
		練習室3	850	850	970	2,670
	展示室等	展示室	2,890	2,890	3,300	9,080
		展示ギャラリー	1,000	1,000	1,140	3,140
あさひのホ ール	ホール	平日	7,560	7,560	8,640	23,760
		土曜日、日曜日及 び祝日	9,070	9,070	10,360	28,500
	楽屋	楽屋1	510	510	580	1,600
		楽屋2	510	510	580	1,600
	研修室	研修室1	1,610	1,610	1,840	5,060
		研修室2	1,610	1,610	1,840	5,060
	展示ロビー		1,630	1,630	1,860	5,120

備考

- (1) 尾張旭市以外の住民が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず営利を目的とする場合の利用料金は、この表に定める利用料金の3倍に相当する額とする。
- (3) ホールのうち舞台のみを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の30パーセント相当額とする。
- (4) 前3号に規定する倍率は、利用する施設の合計利用料金に乗じるものとし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額は切り捨てるものとする。